

秋田市老朽危険空き家解体撤去補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）秋田市長

申請者

| | |
|----------|---|
| ※事務局使用欄 | |
| 交付決定 | |
| 交付 ・ 不交付 | |
| 交付決定額 | |
| 対象 経費 | 円 |
| 補助 額 | 円 |

| | |
|------|---------|
| 住 所 | 〒 _____ |
| フリガナ | |
| 氏 名 | |
| 電話番号 | |

秋田市老朽危険空き家解体撤去補助金の交付を受けたいため、秋田市老朽危険空き家解体撤去補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、次のとおり申請します。

なお、同要綱第4条に規定する補助対象者であること、この申請書および添付書類の記載内容は事実と相違ないこと、記載内容等が事実と異なることが判明した場合は、申請を取り下げることを誓約します。

| | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 補助対象住宅の認定 | 年 月 日秋田市指令 号 |
| 2 | 補助対象空き家の所在地 | |
| 3 | 所有者との続柄 | <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） |
| 4 | 補助対象経費 | 円 |
| 5 | 補助金交付申請額 | 円 |
| 6 | 工事期間 | 年 月 日～ 年 月 日 まで |

【添付書類】

チェック

| | |
|--|--------------------------|
| (1) 要綱第8条第4項で通知された補助対象空き家認定通知書の写し | <input type="checkbox"/> |
| (2) 工程表 | <input type="checkbox"/> |
| (3) 工事見積書 | <input type="checkbox"/> |
| (4) 補助対象空き家の解体および撤去後の敷地における災害防止対策に関する誓約書（様式第6号） | <input type="checkbox"/> |
| (5) 補助対象工事を施行する者が第5条第1項第2号に規定する許可等を受けていることを証する書類 | <input type="checkbox"/> |
| (6) 委任状（補助申請者が交付申請の手続を他の者に委任する場合に限る。） | <input type="checkbox"/> |
| (7) 補助申請者の課税証明書その他の前年度の所得を証明する書類 | <input type="checkbox"/> |
| (8) 市税に滞納がないことの証明書 | <input type="checkbox"/> |
| (9) 資産状況等申告書（様式第1号） | <input type="checkbox"/> |
| (10) 要綱第4条第3項に該当する場合は、紛争等に関する誓約書（様式第7号） | <input type="checkbox"/> |
| (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 | <input type="checkbox"/> |

※裏面の備考欄を確認

| | |
|----------|---|
| 備考 | <p>秋田市老朽危険空き家等解体撤去補助金交付要綱（抜粋） （補助対象者）</p> <p>第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象空き家の解体および撤去のための工事（以下「解体撤去工事」という。）を実施しようとする者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 登記事項証明書（未登記の場合は固定資産税家屋台帳又は固定資産税納税通知書）に記録されている者 (2) 前号に規定する者の相続人 (3) 前2号に掲げるもののほか、補助対象空き家を管理するに相当すると市長が認める者</p> <p>2 補助対象者は、次の各号の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 市税を滞納していないこと。 (2) 補助対象者の属する世帯員が所有する資産の合計額（土地・建物、預金、有価証券、貸付金、借入金等の額を資産状況等申告書（様式第1号）により申告し、相殺した額をいう。）が、1,200万円を超えないこと。 (3) 補助対象者の属する世帯の主たる生計維持者の前年度所得金額が460万円を超えないこと。 (4) 過去に本制度により補助金を受けたことがないこと、又は過去に本制度により補助金を受けた世帯員がいないこと。 (5) 抵当権を設定している場合は、抵当権設定者や複数の権利者から同意を得ていること。 (6) 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、補助対象空き家が複数人の共有である場合は、当該共有者全員から補助対象空き家の解体撤去工事についての同意を得られること。</p> |
| 【その他記載欄】 | |